

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 5 月 30 日（月曜日）午後 1 時 30 分 開議

- 日程第 1 議席の変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 市長招集挨拶
- 日程第 6 報告第 5 号 令和 3 年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 議案第 30 号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 31 号 土地の取得について
- 日程第 9 議案第 34 号 令和 4 年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 35 号 令和 4 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 36 号 令和 4 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 37 号 令和 4 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 38 号 令和 4 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 請願第 2 号 「消費税率 5 %へ引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書」採択を求める請願
- 日程第 15 議案第 26 号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 27 号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 28 号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 29 号 愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 32 号 （仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 20 議案第 33 号 令和 4 年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 委員会付託の省略について
- 日程第 22 議案第 26 号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 27 号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 28 号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 29 号 愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 32 号 （仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約

の締結について

日程第27 議案第33号 令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）

日程第28 同意第3号 愛西市教育委員会委員の任命について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 馬 淵 紀 明 君 | 2番 | 佐 藤 旭 浩 君 |
| 3番 | 中 村 文 武 君 | 4番 | 河 合 克 平 君 |
| 5番 | 真 野 和 久 君 | 6番 | 山 田 門左エ門 君 |
| 7番 | 吉 川 三津子 君 | 8番 | 杉 村 義 仁 君 |
| 9番 | 角 田 龍 仁 君 | 10番 | 石 崎 誠 子 君 |
| 11番 | 原 裕 司 君 | 12番 | 佐 藤 信 男 君 |
| 13番 | 近 藤 武 君 | 14番 | 神 田 康 史 君 |
| 15番 | 鬼 頭 勝 治 君 | 16番 | 山 岡 幹 雄 君 |
| 17番 | 高 松 幸 雄 君 | 18番 | 竹 村 仁 司 君 |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|-------------|--------------------|-----------|
| 市 長 | 日 永 貴 章 君 | 副 市 長 | 鈴 木 睦 君 |
| 教 育 長 | 平 尾 理 君 | 総 務 部 長 | 近 藤 幸 敏 君 |
| 企画政策部長 | 西 川 稔 君 | 教 育 部 長 | 三 輪 進一郎 君 |
| 保険福祉部長 | 小 林 徹 男 君 | 健康子ども部長 | 清 水 栄利子 君 |
| 産業建設部長 | 宮 川 昌 和 君 | 上下水道部長 | 山 田 英 穂 君 |
| 人 事 課 長 | 青 木 万 亀 雄 君 | 発達支援センター 設立準備室長 | 伊 藤 恒 君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 鷺 尾 和 彦 | 議 事 課 長 | 大 原 守 人 |
| 書 記 | 丸 山 小百合 | 書 記 | 杉 本 昌 哉 |

午後 1 時30分 開会

○議長（杉村義仁君）

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の時刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年 6 月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会の本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第 9 条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了解をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1・議席の変更について

○議長（杉村義仁君）

日程第 1・議席の変更についてを議題といたします。

本件につきまして、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議席を変更したいと思います。

全ての議席について、ただいま御着席の席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

全ての議席につきまして、ただいま着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

日程第 2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 86 条の規定により、議長において、1 番・馬淵紀明議員、2 番・佐藤旭浩議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 3・会期の決定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第 3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3 月 24 日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただいておりますので、その結果を議会運営委員長より報告いただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

3 月 24 日に開催されました議会運営委員会において、本定例会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日 5 月 30 日から 6 月 23 日までの 25 日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく御報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

今定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月23日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月23日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・諸般の報告について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○5番（真野和久君）

それでは、海部地区環境事務組合、令和4年第1回臨時会について報告をいたします。

第1回臨時会は、令和4年3月28日、海部地区環境事務組合新開センターにおいて開かれました。

付議事件としましては、議案第3号として、海部地区環境事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、そして議案第4号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第5号：監査委員の選任同意について行われました。

議案第3号については全員賛成で、議案第4号については賛成多数で可決をされました。また、議案第5号については、大治町の横井良隆さんが監査委員として選任同意がされました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の河合克平議員、お願いいたします。

○4番（河合克平君）

では、海部地区急病診療所組合の令和4年第2回臨時会の報告をさせていただきます。

令和4年5月20日に海部地区急病診療所組合にて、令和4年第2回臨時会が開催をされました。

付議事件として、議案第4号：海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部改正については、質疑で対象職員の人数と減額の金額の確認がありました。2人の対象者で4万円から4万5,000円の減額になると答弁がありました。また、討論では、コロナ禍とロシアの侵略などの影響により物価が高騰しているのに値下げには反対という討論がありました。賛成多数で可決成立いたしました。

その他の質疑で、現在の診療所については、コロナ禍のため、日曜日、祝日に限って行って

いるが、通常を受診の状況にいつ戻るのかという確認がありました。回答で、夜間の診療で発熱された方に対する対応が難しい状況である。また、そういう状況ではあるが、海部医師会と今調整中である等の答弁がありました。

最後に、急病診療所についての利用状況が紹介をされました。今年の1月から5月5日までの期間としてですが、愛西市では151人、弥富市では120人、あま市では454人、大治町では97人、蟹江町では151人、飛島村では16人、津島市では154人、その他で69人、合計で1,212人の診療があったという報告がありました。また、そのうち80%に当たる963人がコロナの抗原検査を受け、そのうち370人が陽性者であったということも報告をされ、閉会となりました。以上です。

○議長（杉村義仁君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、令和4年1月から3月までに關する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付しております。

続きまして、第105回東海市議会議長会定期総会において、鬼頭勝治議員と真野和久議員が議員在職20年以上の表彰を受けられました。ここに、多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の栄誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。どうもおめでとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第5・市長招集挨拶**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第5・市長招集挨拶を議題といたします。

**○市長（日永貴章君）**

改めまして、こんにちは。

令和4年6月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方御承知のとおり、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市内の様々なイベントや行事が中止となっておりましたが、最近では、感染症対策を十分に行った上で徐々に開催ができるようになってまいりました。昨日、令和4年度愛西市消防団観閲式を開催いたしましたところ、議員各位並びに消防関係者、地域の皆様方には、お忙しい中御協力をいただき感謝申し上げます。

伊藤団長をはじめ消防団員の皆様の日頃の訓練の成果を御覧いただき、今後の市の防災・減災の中心的役割を担う消防団の重要性を改めて実感していただいたのかと思っております。今後も地域の安全・安心確保のため、消防団と地域、行政が連携しながら、活動の推進に努めていきたいと考えております。

また、本市では、第2次愛西市総合計画（後期基本計画）を本年3月に策定をいたしました  
が、この計画の推進に当たって、新たに企画施策にSDGsの視点を取り入れております。S  
DGs達成をはじめとする市の様々な課題を解決していくためには、市職員だけではなく、市  
民の皆様、市内外で活動する企業や団体の皆様との協働による取組が不可欠であります。その  
ため、様々な企業や団体とSDGsの推進に係る包括協定の締結を進めております。包括協定  
により、企業や団体の皆様方のノウハウやネットワークなどをお借りし、市民の皆様がいつま  
でも健康で安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向け、邁進してまいります。今後も様々  
な企業や団体と連携を進めてまいりますので、議員各位におかれましても御理解と御協力をお  
願いしたいと思っております。

さて、今定例会に提出をいたしております案件につきましては、令和3年度愛西市一般会計  
繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正5件、財産の取得1件、変更契約の締結1  
件、令和4年度補正予算6件、人事案件1件の計15件となっております。

なお、条例の一部改正4件、変更契約の締結1件、補正予算1件及び人事案件につきましては  
は、本日御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

各議案の内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、御審議を賜り  
ますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願  
いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第5号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・報告第5号：令和3年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、
報告をお願いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、報告第5号：令和3年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを御説明
いたします。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするもので
ございます。本日の提出、市長名でございます。

それでは、最後のページを御覧ください。

令和3年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、昨年6月定例会、本年1月の臨時会及び3月定例会で御
議決をいただきました繰越明許費につきまして、令和4年度への繰越額が確定いたしましたの
で、本日、議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、年度内に事業が完了できなかった7事業で、繰越額につきましては、
合計7億2,643万7,000円でございます。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源で10万4,000円、国県支出金で3億2,870万円、
地方債で3億7,000万円、その他特定財源が2,065万円、一般財源が698万3,000円でございます。

報告第5号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第30号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第30号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第30号：愛西市税条例等の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料2で御説明をさせていただきますので御覧ください。

まず、改正の概要は、住宅借入金等特別税額控除の特例期間の延長等の措置を講ずるものがございます。

次に、改正の理由は、地方税法が改正されたことに伴い、関係規定を整備するためでございます。

また、改正の内容ですが、個人の市民税において、まず所得税の住宅ローン控除の適用者（住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供したもの）について、所得税額から控除し切れなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9万7,500円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除するもの。

また、上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等の措置を講ずるもの。

そのほか必要な規定の整備をするものがございます。

施行期日は、一部の規定を除き公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第31号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第31号：土地の取得についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第31号：土地の取得について御説明申し上げます。

道の駅周辺整備事業の用地として下記の土地を取得したいので、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、所在地、愛西市森川町村仲87番2。

面積6,996.29平方メートル。

取得金額6,646万4,755円。

契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、道の駅周辺整備事業を進めるに当たり、用地を取得する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただき、議案第31号、資料1を御覧ください。

土地の売買に関する仮契約書の写しでございます。

もう一枚おめくりください。

議案第31号、資料2といたしまして、取得予定地を位置図でお示ししております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第34号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第34号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,077万4,000円を追加し、総額を234億6,398万2,000円とするものでございます。

歳入全般につきましては、私のほうから御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

まず、16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金で、がん患者アピアランスケア支援事業費補助金で22万円を、同じく5目農林水産業費県補助金で、産地パワーアップ事業費補助金として406万7,000円を計上いたしました。

また、3項県委託金、4目教育費県委託金では、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業で50万円、キャリアスクールプロジェクト推進事業で7万円を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金では、本補正予算に不足する財源として、1目財政調整基金繰入金で2,591万7,000円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして、担当部長より御説明いたします。

初めに、企画政策部長より御説明申し上げます。

##### ○企画政策部長（西川 稔君）

私のほうからは、企画政策部の所管する人件費の関係について御説明申し上げます。



今回の人件費の補正につきましては、令和3年の人事院勧告等により期末手当の減額を行うものでございます。

補正予算書の14ページをお開きください。

給与費明細書の1. 特別職、区分の比較欄を御覧ください。

まず、特別職及び議員の期末手当につきましては、ともに0.10月分の引下げ等により、特別職は68万9,000円、議員は178万2,000円の減額となります。

次に、15ページを御覧ください。

2. 会計年度任用職員以外の職員の下段の表を御覧ください。

一般職員の期末手当につきましては、0.15月分の引下げ等により、4,135万9,000円の減額となります。

次に、16ページをお開きください。

3. 会計年度任用職員の表を御覧ください。

一般職員と同様の要因により、604万5,000円の減額となります。

特別会計及び公営企業会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございます。これらの減額も一般会計と同様の要因であり、補正をお願いするものでございます。

人件費補正の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、保険福祉部の所管に関する主なものについて御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7目住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の返還金3,870万5,000円は、3年度分の実績に基づき精算するものでございますが、事業としては4年度も継続して実施しております。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、健康子ども部の所管に関するものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費で、子育て世帯を支援するため、児童1人当たり10万円の給付を行った事業の前年度精算に伴い、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金過年度返還金等として3,678万1,000円を計上いたしました。

4款1項2目予防費では、152万2,000円を計上しました。

内訳として、がん治療に伴うアピアランスケア支援のため、医療用ウィッグ及び乳房補正具購入費用の補助金44万円を計上しました。

また、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を差し控えていた期間において、ワクチンを実費で任意接種された方に対して費用の助成を行うため、108万2,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明をいたします。

予算書10ページ、11ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、意欲ある農業者等が計画した生産力強化を図る取組を支援するあいち型産地パワーアップ事業で、新たに採択されましたレンコン事業と米、麦、大豆事業の追加補正といたしまして、18節負担金、補助及び交付金で産地パワーアップ事業費補助金410万8,000円を増額し、それに伴う歳入といたしまして、県補助金406万7,000円を増額いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

私からは、教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費におきまして、小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会委員報償費70万4,000円を計上いたしました。

また、2目事務局費におきましては、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業で50万円、キャリアスクールプロジェクト推進事業で7万円を、それぞれ報償費で29万8,000円、需用費で27万2,000円計上いたしました。

以上で、令和4年度愛西市一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第35号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第35号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第35号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,516万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,829万3,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございませう。

補正の内容としましては、人事院勧告の影響による人件費の減額補正のほか、システム改修費でございます。

補正予算書 8 ページ、9 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、12 節委託料で、システム改修委託料を 33 万円計上させていただきました。

内容につきましては、限度額認定証などの性別の記載について削除するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第36号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第36号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第36号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,355万8,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,083万5,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正の内容としましては、人事院勧告の影響による人件費の減額補正のほか、システム改修費でございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、12 節委託料で、システム改修委託料を 48 万 4,000 円計上させていただきました。

内容につきましては、限度額認定証などの性別の記載について削除するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第37号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第37号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第37号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明

をさせていただきます。

第1条、令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、補正予定額マイナス64万3,000円、計4億9,897万3,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、補正予定額7,448万1,000円、計4億6,830万6,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額マイナス96万2,000円、計9,165万6,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告の影響による人件費の減額補正のほか、工事請負費でございます。

補正予算書の7ページ、8ページを御覧ください。

資本的支出について、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費、21節工事請負費として、佐織中部浄水場無停電電源装置更新工事に7,480万円を計上いたしました。

当該工事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により世界的な半導体不足に陥り、製作、納入のめどが立たない状況でありましたが、今年度に入り施行可能な状況が整いましたので実施するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第38号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・議案第38号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第38号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

第1条、令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度愛西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益、補正予定額マイナス49万4,000円、計18億2,358万7,000円。

第1款下水道事業費用、補正予定額マイナス76万2,000円、計17億5,540万5,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、補正予定額マイナス30万7,000円、計19億5,608万5,000円。

第1款資本的支出、補正予定額マイナス61万3,000円、計23億6,470万円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額マイナス137万5,000円、計1億2,308万1,000円。

2ページをお願いいたします。

第5条では、予算第9条中の他会計補助金額を改めるものでございます。本日提出、市長名でございませぬ。

補正の内容といたしましては、人事院勧告の影響による人件費の減額補正でございませぬ。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・請願第2号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・請願第2号：「消費税率5%へ引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書」採択を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○4番（河合克平君）

では、「消費税率5%へ引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書」採択を求める請願について説明をさせていただきます。

読み上げて説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、愛西市議長・杉浦義仁殿。2022年5月19日、津島民主商工会会長・居附一夫さんです。紹介議員としまして、河合克平、真野和久が紹介議員となりました。

請願の趣旨ですが、コロナ・オミクロン株の感染爆発に加え、ガソリンや資材、食品などの高騰と消費税が経営や暮らしを直撃しています。今必要なことは緊急に消費税率を引き下げることです。

2023年10月から始まるインボイス制度は、免税業者を取引から排除しかねない制度で、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度（1,000万円）を実質的に廃止するものであります。仕入や経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちませぬ。

地域経済が疲弊する下で、中小業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠であります。「税制で商売をつぶすな」の願ひを込め、以下の事項を地方自治法第124条の規定により下記の事項について請願いたします。

請願事項1. 「消費税率5%へ引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書」を採択すること。

めくっていただいたところには、消費税の5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める意見書案を添付させていただきましたので、この内容で議論をしていただき、よい結論を導き出していただきたいと、そのようお願いいたしまして、提案とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

この後、初日議決議案の提案説明及び質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条に、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言する際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第15・議案第26号から日程第18・議案第29号まで（提案説明・質疑）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第15・議案第26号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第18・議案第29号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

それでは、本日市長名で提出いたしました議案第26号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第27号：愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第28号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第29号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の4条例の改正について、一括で御説明いたします。

提案理由といたしましては、令和3年8月10日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、議会の議員、特別職及び職員等の期末手当を改定する必要があるからでございます。

改正の内容といたしましては、議案第26号では議会の議員、議案第27号では市長及び副市長、議案第28号では教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ0.10月引き下げ、議案第29号では期末手当の支給月数を一般職員は0.15月、再任用職員は0.10月、会計年度任用職員は0.15月、特定任期付職員は0.10月引き下げるものでございます。

次に、議案第29号資料3の愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の概要を御覧ください。

一般職員の令和4年6月及び12月の期末手当の支給月数をともに1.20月とし、令和4年6月の期末手当は令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減額し

ます。

また、再任用職員の令和4年6月及び12月の期末手当の支給月数をともに0.675月とし、令和4年6月の期末手当は、令和3年12月に支給された期末手当の額に72.5分の10を乗じて得た額を減額します。

次に、会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職員と同様の引下げとなります。

次に、議会の議員、市長、副市長、教育長及び特定任期付職員の令和4年6月及び12月の期末手当の支給月数をともに1.625月とし、令和4年6月の期末手当は、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減額します。

なお、この改正による一般職員の影響額につきましては、議案第29号、資料4の人事院勧告等に伴う影響額についてのとおりです。

この4条例の改正の施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

ここで休憩を取らせていただきたいと思います。再開は14時30分といたしますので、よろしく願いいたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、議案第26号から議案第29号につきまして、一括して質疑を行います。

通告に従い発言を許可します。

最初に、5番・真野和久議員どうぞ。

#### ○5番（真野和久君）

愛西市は毎年人事院勧告に基づいた改定を行ってきているわけですが、この間、新職員の年齢構成がまた変わってきていると思うんですが、そういう中で、ラスパイレス指数そのものも引き上がってきている状況にはなっていると思いますが、確認のために、まず5年間の推移について教えていただきたいと思います。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

令和4年4月1日現在の市職員の年齢構成は、10代5人、20代155人、30代76人、40代143人、50代92人、60代8人、合計479人となっております。

次に、ラスパイレス指数の推移は、平成29年度93.6、平成30年度93.3、令和元年度96.4、令和2年度97.8、令和3年度98。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

年齢構成のほうは現在だけですけれども、簡単にでいいですので、ちょっと傾向についてまた教えていただきたいと思います、変化について。

ラスパイレスについては、98まで上がってきているということで、大分引き上がってきては

いますけれども、まだまだ低い状況ではあります。今回は手当だけの改定ですが、これでラスパイレスの変化があるのかということと、それからもう一つは、資料の4を見ても分かるように、モデルケースでいっても8万円とか16万円ぐらいとか年間で大きく引下げということになりますけど、そういうところについての市としての考え方について、それでまた特に現在でいくと、昨年8月の段階でもかなり景気が悪かった状況であったし、今その景気の悪化と同時に物価高が大きく進行していますが、この時期に手当を引き下げる影響について、分かる範囲で教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

ラスパイレス指数は、国と地方の給料水準を表すもので、今回の期末手当の支給月数の引下げによる影響はございません。

また、人事院勧告、国からの措置等による引下げによるという考えでございます。以上です。

○5番（真野和久君）

引下げの影響についてお尋ねしたいと思います、物価高の中で。

○人事課長（青木万亀雄君）

それでは失礼いたします。

物価高に伴います部分というお話でございますが、人事院勧告そのものが民間事業者との比較ということになっておりますので、そちらのほうで御理解していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に移ります。

11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第29号の愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について質問をさせていただきます。

今回、人事院勧告に伴った一般職員、会計年度任用職員については、期末手当の部分が100分の127.5から100分の120に変更されます。また、再任用職員については100分の72.5から100分の67.5に改定されるわけですが、6月期、12月期を合わせますと、年間支給ということで、先ほど説明があった0.15から、もう一つについては0.1か月引き下げる計算式となってくるわけでありまして、提出されております資料4で、影響額について記載があるわけですが、また先ほど議案第34号におきまして、補正の中でも触れられた部分がありますが、再度確認でお答えしていただきたいと思っております。

一般職員、会計年度任用職員、再任用職員のそれぞれの職員数及び減額金額についてお伺いしたいと思います。それと、6月期におきましての支給分におきまして、調整額として減額されております。この理由をお答え願いたいと思っております。

以上2点、よろしく申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）



それでは、それぞれの職員数及び減額金額についてお答えさせていただきます。

一般職員数472人、減額金額4,634万9,000円、会計年度任用職員数189人、減額金額657万5,000円、再任用職員数15人、減額金額63万7,000円。

次に、6月期の支給分では、調整額として減額されている理由ですが、令和3年の人事院勧告及び令和4年4月13日に公布された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえ、国や他の地方公共団体と同様の期末手当の減額を行うものです。以上です。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第26号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正と、議案第27号の愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと、議案第28号の愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての3つの条例について、共通した質問ですのでお答えをいただきたいと思います。

私たちは、給与について増額、減額、報酬の費用について、また手当の費用について、いずれも報酬審議会というものがありますので、特別職については行うべきではないかという考えがあるわけですが、今回の値下げについて、報酬審議会を開いたのかどうか、まず1点お伺いいたします。

また、人事院勧告というのは、毎年行われているわけですので、そういった点では、報酬審議会を開きながら、議員の、また特別職の給与というものを毎年検討すべき議題には上がりますので、そういった点では、毎年行うことが必要ではないかと考えておりますが、市の考えを教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

愛西市特別職報酬等審議会につきましては開催をしておりません。また、毎年開催する考えはございません。以上です。

○4番（河合克平君）

今、開催をしていないし、毎年開催をするということもないということではありましたが、やはり私たちについては、特別職ということがありますので、そういった点では、値上げにしろ値下げにしろ、しっかりと市民の皆さんの、また審査員の方の意見を聞くべきだというふうに思っておりますが、今のところ行う気持ちはないということですが、検討はされているのか、今後どうしていくのか、それについて考えをお伺いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

社会情勢等を鑑み、必要に応じて愛西市特別職報酬等審議会を開催する考えでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第26号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正から議案第29号の愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、一括で質問をさせていただきたいと思います。

人事院勧告というのは、必ず守らなければならないものではありません。いろんな自治体で、人事院勧告が出ようが自治体の判断で給与が決められていく、そんな自治体も数多くあります。今回見ていて思ったことですが、なぜ昨年度人事院勧告で、8月ぐらいに景気が悪くなってきているということがありながら、12月議会で期末手当を減額しなかった。それで、今になって、もう12月分に払ったものから一部調整額として引くんだというのが今回の改正かと思われまます。こういった年度をまたがった減額というのは、大変私にとっては理解し難いやり方だと思っておりますが、こういった年度をまたがってこんな減額していいのかなということをおもうわけで、その辺、法的な解釈についてお伺いをしたいのと、今回、人事院勧告だからこういうことをしてもいいんだというふうに思っているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、第29号の職員のほうの期末手当についてお伺いをしたいんですけれども、先ほどお話にも出ましたが、現在物価が高騰して市民の生活というのは本当に苦しい状況になってきています。民間で働く人に合わせて公務員の所得金額を調整することも重要なことですが、逆に公務員の所得額は社会一般の所得にも大変影響を与える面もあります。電気代、ガス代、食料品など、著しい値上げの状況ですが、さらにこれは今後強まっていく傾向だと思われ、市民の所得も上がっていません。高齢者の年金も上げられていない状況の中、公務員の所得減額、所得を減らすということが今後市民の所得額にどのような影響を与えるんだろう、そんなことをどのように協議されたのか教えていただきたいと思われまます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、法的な解釈についてですが、地方公務員法第24条第2項では、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされております。今回の条例改正は、この地方公務員法の趣旨に従い、令和3年の人事院勧告及び国家公務員の給与に関する法律である一般職の職員の給与に関する法律の改正を受けて行うものでございませます。

次に、市民の給与所得への影響についてでございますが、人事院勧告は、民間給与の実態を踏まえ、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本として行われております。今回の条例改正は、この人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正を受けて行うものであります。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

今の御答弁だと、人事院勧告でこういったものが出ているからいいんだという御答弁だったと思うんですね。しかし、これは人事院勧告にすぎませませんが、市の中でどのような協議をして結論を導かれたのか、市民のこういった厳しい状況にある中、社会に与える影響についてどのような議論をされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど地方自治法に合致しているんだというお話がありました。もちろんそういった決め方というのは地方自治法に合致していますが、私がお聞きしたいのは、前年度12月に期末手当を払った。それを払い過ぎたので、翌年減額するんだというのが今回の考え方だと思います。こういった前例をつくることにより、今後いろんな予算を組んだりとかする中で、前年度からまた減額するような手法ができてしまわないか大変心配しておりますが、その点についてどう思われるのかお聞きをしたいと思います。

それからもう一点、社会福祉協議会など、愛西市の職員と同等の給与体系がつけられていると思います。そういったところにも今回のこういった期末手当の減額、影響が出るのか、影響させていくのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

ただいまの質問につきましては、人事院勧告及び国の通知、法令等に従いまして、我々それに沿って対応している考えでございます。以上です。

**○7番（吉川三津子君）**

3点質問をいたしました。

そして、あと人事院にのっとったというのは分かりますが、市の中でどのような協議をしたのかということをお伺いしていますので、3点と、先ほどの答弁ちょっと違うかなと思いますので、よろしくお願いします。

**○人事課長（青木万亀雄君）**

それでは失礼いたします。

先ほど議員のほうからありました市のほうでどのような協議をしたのかという部分でございますが、そもそも人事院勧告というものは、民間事業者における調整、そういったものに基づきまして勧告されておるとい認識でございますので、こういったものを重く受け止め、それに沿うべきだというふうの認識でございます。

あと、12月に引き下げるべきところをこの年度を越えて引き下げることについての心配はということでございますが、こちらのほうにつきましても、人事院勧告では、そもそも12月に減額すべきというものではございましたが、国等におきまして、情勢を見て判断すべきという判断をされましたので、これも同等に私どもそのような認識でございます。

あと、外郭団体におけます社会福祉というお話がございましたが、こちらのほうにつきましては、各それぞれの団体におきまして適切に処理されるものだと考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第32号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第32号：（仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第32号：（仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約の締結について御説明させていただきます。

（仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約を締結したいので、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、契約の金額、変更前が4億8,367万円、変更後は4億8,643万1,000円。

提案理由といたしましては、（仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約を締結するに当たり必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1として仮契約書の写しでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、資料2を御覧ください。

主な変更項目として、3つ上げさせていただいております。

1つ目がEVパワーステーションの設置で、これは福祉避難所として活用するため、電源喪失時に電気供給するための設備を設置するものでございます。

2つ目がアクセスポイントの設置で、これは保護者等が療育現場をほかの部屋からも確認できるように、無線LAN用のアクセスポイントを設置するものでございます。

3つ目がプールの仕様変更で、耐久性を向上させるため、組立て式から常設のプールに変更するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第32号について質疑を行います。

通告に従い発言を許可します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第32号について質問を行います。

取りあえず今回3つの変更項目があるということですが、第1点目のEVパワーステーションについて質問を行います。

いわゆる蓄電池だと思えますけれども、このEVパワーステーションについて、停電時にどういう形で活用するのか、供給とか何に使うのか。それからあと、どのぐらいの容量とか、どのぐらいの時間これの活用ができるのかということと、今回提案した理由に関しては、先ほど福祉避難所としてという話であったと思うんですが、どういう使い方をするのか、そのときにどういう形で使っていくのかについてお尋ねをしたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

今回のEVパワーステーション設置につきましては、先ほどお答えしたとおり、災害時の福祉避難所として活用するため、電気につきましては、2階の会議室、心理室、相談室及びトイレに対して供給をいたします。電源につきましては、電気自動車から供給するという事で、電気自動車の容量によって使用時間が変わってまいります。今回提案した理由につきましては、詳細が定まっていなかったため、変更契約で上げさせていただいたということでございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今、電気自動車が給電という話でありましたが、この電気自動車の調達については、市の多分電気自動車だと思いますけれども、何台ぐらい給電が可能なのかという所有台数とか、その中でどのぐらいのものを、何台分ぐらいがそれを供給していくのかということと、先ほど言ったように、これによってどのぐらいの電気を給電できるのか。

それからあと、先ほどのような活用をされる場合に、部屋の明かりやトイレの明かり、その辺はどのぐらいの時間をやっていけるのかについて、その辺についてどのように検討されているのか、中身についてお尋ねをしたいと思います。

また、災害時に福祉避難所ということですが、例えば震災などが起こった場合に、この発達支援センターでどういう形でどんな方を受け入れるのか、それは可能なのか。また、いわゆる事業計画というのか、そういったところで、どのような形で福祉避難所を運営していくのか、そうしたところの具体化についてできているのかについてお尋ねをします。あと、金額を教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず、1点目の電気自動車の関係でございますが、現状では、まだ軽の電気自動車1台しかございません。ただ、それを使って全て賄うというつもりもございませんし、今後、電気自動車というのは普及されてくるというふうには思っております。市の所有する自動車ばかりではなくて、今後は当然職員も持っておりますし、ほかの団体の協定というのも考えておりますので、そういうのを踏まえながら、電気の供給というのを考えております。

先ほど言った2階の部屋全てをフルに電気を活用した場合ですと、フルにやると6キロワットが必要というふうには考えております。それに対して、60キロワットアワーの電気自動車であれば、単純に10時間は活用できるというふうに考えておりますので、それを先ほど言ったように1台だけで供給するつもりはございませんので、いろんなところの協定、応援等を踏まえながら活用をしていきたいというふうには考えております。

福祉避難所の扱いとしましては、基本的に体が不自由な方とか病気の方ということでこちらも考えてはおりますけれども、実際どのような活用をする、どんな方があそこの支援センターに来るとということにつきましては、当然状況によって変わってきますので、震災の状況によって、そこでの受入れ体制ができるものだというふうには考えてはおります。

もう一点、金額でございます。このEVパワーステーションだけの直接工事費ですと186万

円でございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約の締結について、続けて質問いたします。

主な変更点の3点のうち、残りの2点について私のほうから質問をさせていただきます。

まず、アクセスポイントの設置ということで、無線LAN等をつくるというお話もありましたが、これは実際必要なかどうか、その検討はどのようにされているのか。また、アクセスポイントをつくることによってどのような形でそれは利用されるのか、その概要と、併せて利用方法についてお伺いをいたします。

続いて、3点目のプールの仕様変更ですが、今耐久性を上げるためというお話もありましたが、もともと耐久性がないものを予定していたのに、今になって耐久性があるものかというのはちょっとよく分からないんですけれども、常設への変更の理由、また大きさ、設置場所など、そういった詳細な内容についてお伺いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

仕様変更でございますが、先ほどEVパワーステーション186万円ということでお答えをさせていただきましたが、アクセスポイントの設置につきましては80万円、プールの仕様変更につきましては121万8,000円でございます。これは、今の設計額の直接工事費の金額のみでございます。

2点目のアクセスポイントの設置についての必要性等でございますが、アクセスポイントにつきましては、当初から設置を予定しておりましたが、詳細が固まったことにより設置をするものでございます。

概要としましては、各部屋に設置したカメラ映像を別室でタブレットを利用して見ることができるようにするものでございます。部屋に入って療育を観察するということにつきましては、お子さんの行動にも影響を及ぼしやすいということも考えられるための設置ということでございます。

3点目のプールの仕様の変更でございますが、もともとは組立て式のプールを予定しておりましたが、園庭の中で組み立てて使用するということにつきましては、運び出しや組立て時の破損ということも考えられますし、また給水や排水、こういうことを考えて、より耐久性の高い常設型に変更をしたものでございます。

材質につきましてはFRP製で、大きさにつきましては約4.5メートルと3.5メートルの大きさでございます。設置場所につきましては、事務室棟の南側に設置をするもので、適用人数につきましては11人程度ということになります。以上でございます。

○4番（河合克平君）

では、お伺いします。

アクセスポイントの設置については、大体80万ぐらいというお話もありましたが、これについては、セキュリティー、いわゆる電波が届くところであればどこでも見られるわけで、そういった点では、どのようなセキュリティーを守っていくと、個人情報を守っていくということについて対策を立てるのか、1点お願いをいたします。

あと、プールの仕様の変更についてですが、121万円というお話もありましたが、耐久性を上げるためにFRPのものをとということですが、事務室の前にとということですが、これはどのくらいの深さなのか、もし分ければお伺いをいたします。

これによって、実際プールの授業というのか指導というのか、そういったことも行っていくのかというふうに思いますが、どのような形で行っていくのか、もしイメージが分かるのであれば教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

アクセスポイントのセキュリティーの関係でございますが、まずタブレットでWi-Fiに接続する際に、IDとパスワードの入力をさせていただきます。また、そこから、視聴するためのアプリを起動するに当たって、またIDとパスワードの入力をするというので、2段階のセキュリティーを想定しております。

なお、また運用に当たっては、運用規定等を整備して、セキュリティーについては慎重に対応していきたいというふうに考えております。

2つ目のプールの関係でございますが、事務室の前ではなくて、事務室棟の南側でございますので、ちょうど体育館との間の付近になります。深さにつきましては、大体50センチ程度のものというふうに聞いてはおります。

あと、仕様の詳細については未定でございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第32号：（仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約の締結について、お伺いをいたします。

今、真野議員や河合議員から質問がありましたので、ちょっとはしょるところがありますが、1つ目の質問として、どのような協議をして変更に至ったかという質問の通告がしてありましたが、これについてはもう説明がありましたので、ここはちょっと省略をさせていただこうかなと思うんですが、つけ加えて何らか、こんな協議したからここに至ったんだというのであれば、また教えていただきたいと思えます。

それから、逆に、これは3つに絞っていらっしゃったんですが、ほかに協議に上がったんですけど、やり切れなかったというものがあれば、また教えてください。

それから、金額については質問がありましたので、それははしよります。

まず最初に、そこを教えてください、次再質問に行きます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

協議につきましては、それぞれ工事を施行する段階で議論に上がりまして、療育現場などの御意見を聞きながら変更を行っております。

2点目の、協議したが変更に至らなかった点ということで、今回、先ほど主なものとして3つは上げさせていただきましたが、まだ当然ほかにもございます。ただ、協議して変更に至らなかったという点はございません。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、1点少し、先ほどアクセスポイントの設置という2つ目の変更項目があるんですけども、このLAN環境というのは、事務所と同じLAN環境で設置され、パスワードとかIDも同じIDとか使われるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、あとカメラ等、そういったものは固定型で設置をされるのか、また移動型でどこでも利用できるような形で設置をされるのか、その点についてお伺いをしたいのと、先ほど特別なソフトを使いながらというお話がありました。この80万円は、そういった機材購入、それからソフトの導入、工事費などあると思いますが、その辺の明細等、ざっくりとした割合で結構ですが、教えていただけるとありがたいです。

○発達支援センター設立準備室長（伊藤 恒君）

私のほうから、3点の御質問に御答弁させていただきます。

アクセスポイントのLAN環境については、職員等が使っておりますLANとは全く別の建物内だけの一部LANになります。

カメラにつきましては、各部屋についておりまして、これは固定式となっております。どこでも持ち運べるものではございません。

また、アプリや機材については、工事費のほうには入っておりませんので、今後タブレットであったりというものは購入という形になります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第20・議案第33号（提案説明・質疑）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第20・議案第33号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

それでは、議案第33号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,771万5,000円を追加し、総



額を234億3,320万8,000円とするものでございます。

歳入全般につきましては、私のほうから御説明いたします。

6 ページ、7 ページを御覧ください。

まず、15款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で7,517万7,000円を計上いたしました。

同じく2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金5,400万円と事務費補助金387万9,000円を、また3 目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として1,329万1,000円を計上いたしました。

なお、19款繰入金、2 項基金繰入金では、本補正予算に不足する財源として1 目財政調整基金繰入金で136万8,000円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、健康子ども部長より御説明いたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、歳出について御説明させていただきます。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

2 款9 項4 目子育て世帯支援対策費において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価の高騰などに直面する低所得の子育て世帯の生活支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費として5,787万9,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、子育て世帯生活支援特別給付金として5,400万円を、またそれに伴う事務経費として、システム改修委託料194万7,000円、郵便料11万3,000円などを計上しております。

なお、実施に要する給付事業費及び事務費につきましては、国より全額補助されます。

以上、よろしく申し上げます。

次に、同じく8 ページ、9 ページを御覧ください。

4 款1 項7 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、12歳から17歳の3 回目及び18歳以上の4 回目の接種費用として8,983万6,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、チラシ等の印刷製本費として221万6,000円、郵便料として366万8,000円、ワクチン接種、システム改修、高齢者タクシー業務などの委託料で8,238万円などを計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、補正予算の質疑でありますので、補正予算書のページ数及び款項目を示してから、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

次に、議案第33号について質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5 番・真野和久議員、どうぞ。

## ○5番（真野和久君）

それでは、議案第33号について質問を行いたいと思います。

予算書の8ページ、9ページの4款1項7目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費について質問を行いたいと思います。

12節の委託料の中で、個別の予防接種委託料というのは、今回やるようですけれども、これまでの1回目から3回目の接種実績、今どういう状況になっているのかについて、年齢階層ごと、それから回数ごとの人数や割合を教えてくださいたいと思います。

また、今回、先ほど12歳から17歳の3回目及び18歳以上の4回目ということで話がありましたけれども、その年齢対象ごとの予定接種数はどのぐらいなのかというのを教えてください。

あと、健康管理システム改修委託料というのが今回ありますけれども、これは具体的にどういったことをどのように改修していくのかについて教えてください。

## ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、これまでの実績についてです。

年齢階層別に1回目の接種人数、割合、2回目の接種人数、割合、3回目の接種人数、割合の順で申し上げます。

5月24日現在です。90歳代、1回目982人、99.3%、2回目954人、96.5%、3回目802人、81%、80歳代、1回目4,826人、98.9%、2回目4,782人、98.0%、3回目4,374人、89.6%、70歳代、1回目9,096人、96.5%、2回目9,048人、96%、3回目8,596人、91.2%、60歳代、1回目6,806人、94.1%、2回目6,789人、93.9%、3回目6,267人、86.7%、50歳代、1回目7,998人、91.8%、2回目7,970人、91.4%、3回目6,498人、74.6%、40歳代、1回目7,894人、87.8%、2回目7,850人、87.3%、3回目5,404人、60.1%、30歳代、1回目4,724人、84.4%、2回目4,676人、83.6%、3回目2,721人、48.6%、20歳代、1回目5,020人、88.6%、2回目4,962人、87.6%、3回目2,698人、47.6%、19歳から12歳、1回目4,256人、87.4%、2回目4,205人、86.3%、3回目1,686人、31.1%、最後に11歳から5歳、1回目968人、25.4%、2回目895人、23.5%となっております。

次に、今回の予定接種者数と年齢ですが、60歳以上の人口約2万3,000人に接種率90%を乗じた人数に、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者を加えた2万3,000人と想定しております。

次に、健康管理システム改修委託料の内容ですが、国指定様式である4回目接種券一体型予診票の作成、4回目接種記録の情報管理機能の追加及びVRS接種記録とのデータ移入・取り込み等のインターフェース対応の追加になります。以上でございます。

## ○5番（真野和久君）

取りあえずこれまで3回やってきた中で、特に大体40代から30代ぐらい、20代ぐらいというのは非常に3回目の接種率が低い状況になっておりますけれども、当然こうしたところに関してもまだ4回目だけ、3回目を打った人は3回目も含めてという話になると思いますので、それも含めてどういった対応をしていくのかということをお尋ねしたいというのと、タクシーチ

ケット等については、これまでと同じような形だと思いますので、その辺も含めて、これまでの課題と今回の例えば新しくやることがあれば教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

3回目の対応、もしくは4回目の対応ですが、これまでと同じく、広報、もしくはホームページ、LINE等で接種の推奨をしていきたいと思います。ただ、任意ですので、いろんな情報を見てお決めになるので、その情報も載せております。

タクシーチケットの利用についてですが、過去3回の利用実績から勘案して、今までと同じように5%程度で想定をしております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

議案第33号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問をいたします。

ページ数が8ページ、9ページの2款9項4目の1節の報酬費について確認をいたします、50万6,000円。また、同じく2款9項4目の職員手当108万円について、それぞれ積算の内容と事務の内容、こういった事務が予定されているのか教えてください。

また、2款9項4目の同じページの19節扶助費についての5,400万円ということで今回予算が立てられていますが、この件については、これは令和4年度分の予算だと思いますが、令和3年度分でこういった給付があって、金額が幾らぐらいだったのか、令和3年度分についての金額が分かれば教えてください。

また、令和4年の今回の5,400万についての積算等について、また給付について申請をする人がいますけれども、その申請をする給付の基準についてお伺いします。

また、その申請をする給付の基準についての中で、離婚をされたり、DV被害に遭ったりという方の扱いについてはどのようになるのか、また転居の人についてはどのような扱いになるのか、またこれらのことについての相談の窓口というのは設置をされるのか、それらについてお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、最初の職員のそれぞれの積算についてですが、会計年度任用職員は時給973円、1日6時間勤務の週5日、2か月で2人分を見込んでいます。事務内容は、申請受付、申請内容確認、入力データ突合確認などの事務の補助になります。

時間外手当は、1時間2,700円、職員5人で、1人当たり20時間の4か月を見込んでいます。事務内容は、管理システムの入力管理、各種通知文書の作成等になります。

次に、3年度の給付金の回数と金額についてですが、令和3年度の子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の独り親世帯、または非課税の子育て世帯で1回、児童1人当たり5万円を支給しました。また、子育て世帯への臨時特別給付金では1回、児童1人当たり10万円を支給しました。

次に、3年度との関係ですが、令和3年度の繰越明許分は、子育て世帯への臨時特別給付金

の事業であり、今回の補正予算の給付金とは別の事業でございます。

次に、本予算の積算人数ですが、独り親世帯分で児童580人分、独り親世帯以外分で児童500人分になります。

次に、申請給付の基準でございます。

申請が必要な場合は、独り親世帯分では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方などとなります。独り親世帯以外分では、高校生のみを児童を養育する市民税非課税世帯の方や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が市民税非課税相当の水準になっている方などとなります。

次に、離婚、DV被害による扱いです。

離婚され、独り親となられた場合、その養育者がそれまでに給付金を受給しておらず、支給要件を満たせば、独り親世帯分を受給できます。

また、DV被害を受けた場合は、支給要件を満たせば、児童手当制度に準じて、被害者が居住する市町村で申請し、受給をすることができます。

転居の取扱ですが、令和4年4月分の児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当を支給された自治体から受給をします。また、家計急変者や高校生のみを養育する方などは、申請する時点で居住している自治体から受給をします。

次に、相談窓口の設置です。

新たに専用の相談窓口は設置をいたしません、子育て支援課及び各支所において相談をお受けします。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

分かりました。細かくありがとうございます。

まず、報酬費の50万円と時間外手当についてですが、人が増えて時間が多くなるということがありますが、これは別室を用意したりするのか、どこでこの作業を行っていくのか教えてください。

また、申請が必要な方に対することについてですが、今特に相談窓口はつくらないということだったんですが、個人的な情報のこともありますし、新型コロナウイルス感染症によって同等の状況になったということが分かる人だけが申請に来るのか、相談をできるのか確認をさせていただきます。

あと、児童扶養手当を申請した人で、それが認められるか認められないかに関わらず、申請した人は給付をされるというルールがあったのではないかと思うんですが、それについて確認をさせていただきます。例えば離婚をした後に申請をされると、それが認められない、認められるということとは関係なく、申請すれば出るのではないかと思うんですけれども、離婚をした時期、人との関わりと併せて、そういった申請の内容について教えてください。

あと、それぞれ住居についての転居したり云々については分かりましたのでいいんですが、やはり相談窓口というのはつくるべきではないかなというふうに思いますし、オンラインで相

談できるシステムもありますし、そういったことも併せてやはり検討すべきではないかというふうに思いますが、そのことについて再度お伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

今回のこの補助金の作業については、子育て支援課で実施をしていく形になるので、特に室を設けたりすることはございません。

それから、相談についてですが、相談できる体制は取っておりますので、その部分については個別で常時やっていますので、そこでPRをしたり、あとホームページ等でPRをしていきます。

申請については、基本になるのが4年の4月分の児童扶養手当となっておりますので、その部分で、独り親になられた方については相談をいただいて、基準をしっかりとした後、判断をしていく形になると思います。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○9番（角田龍仁君）**

同じく令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）の関係で質問をさせていただきます。

ページが8ページ、9ページ、先ほど真野議員の質問とダブりますので、1つ省略させていただきます。

4款1項7目12節の委託料の中で、健康管理システム改修委託料というのがありますが、こちらは真野さんが質問されたので取り消させていただきます。

同じく12節の予防接種推進委託料の内訳及び、この委託料の内容をちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願ひいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

予防接種推進委託料の内訳でございますが、封筒作成代、接種券一体型予診票作成代、封入・封緘作業代、作業基本料、納品作業代等になります。以上でございます。

**○9番（角田龍仁君）**

今のは健康のほうでしたか。健康のほうは聞いていますので、ごめんなさい、予防接種推進委託料のほうの内訳でよかったですか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

今申し上げたのが予防接種推進委託料でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

**○1番（馬淵紀明君）**

議案第33号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問をします。

ページ数は8ページ、9ページ、4款1項7目新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてです。

真野議員が細かく聞いたところもありますが、通告どおり質問させていただきますが、まず

4回目接種を開始していくわけですが、この個別予防接種となるわけですが、ワクチンは選択して接種できるのか。

それから、2万3,000人の方を対象として見込んでいるということなんですけれども、その内訳として、60歳以上の方が何人かで、18歳以上の60歳未満の基礎疾患を有する方の対象者人数を教えてください。以上です。お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、ワクチンは選択できるのかですが、予約時に使用ワクチンを確認の上、医療機関をお決めいただくことによって、ワクチンの選択が可能となります。

2つ目に、60歳以上の対象人数は2万1,000人を見込んでおります。

3つ目の18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方の対象人数は2,000人を見込んでおります。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

そうしたら再質問をしますけれども、分かれば結構ですけれども、まず60歳以上の人口と、それから60歳以上、2万1,000人の方が対象になっているということですが、3回目接種が終わっていない60歳以上の方の人数を教えてください。

それから、基礎疾患を有する方は、市はどのように把握しているのか、この2点をお聞きしたいと思います。お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

5月24日現在で申し上げます。

2回目接種された60歳以上の方が2万1,573人、そのうち3回目接種をされた方が2万39人ですので、差引き1,534人が3回目を接種されていない方となります。

次に、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方はどのように積算したのかということですが、1回目、2回目の接種の際に、基礎疾患による接種券の事前発送を申請された方の数を参考に積算をしております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・委員会付託の省略について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第26号から議案第29号並びに議案第32号及び議案第33号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第29号並びに議案第32号及び議案第33号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第26号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・議案第26号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見ある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第26号、27号、28号について、賛成の立場で討論いたします。

人事院勧告の改正についてであります……。

○議長（杉村義仁君）

河合議員、ちょっとすみません。

今、26号の討論ですので、26号だけにさせていただきたいと思います。

○4番（河合克平君）

分かりました。すみません。

26号の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

人事院勧告による改正ということで提案をされておりますけれども、人事院勧告は毎年行われています。特に特別職についての報酬、また手当についても、同様に報酬審議会が定期的に行われて、その時々状況によって判断をしていただくことが必要ではないか、また審議会の方々の答申を受けて変更されるべきであるというふうな体制を整えるということを求めて賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

ほかに討論はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員でありますので、よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第27号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第23・議案第27号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第27号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

議案第26号と同様、審議会をしっかりと定期的に毎年開くということを行いながら、給与、また手当の変更を行うべきということを求めまして賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第28号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第24・議案第28号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]



反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第28号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

26号、27号と同様、審議会を毎年開いて、そして報酬、また手当について決めていくということがやはり市民に信頼されることにつながるのではないかとこのことを求めて賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決したいと思います。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第29号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第25・議案第29号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第29号について反対討論を行います。

今回の手当の改定は、去年の人事院勧告に基づいて賃金を引き下げるものであり、公務員給与の指針となる人事院勧告は、民間給与の動向を基に調整をされていますが、一方で、民間の給与も公務員給与の影響を受ける関係にあります。

日本の賃金は、この20年間を見ると、OECD諸国主要国の中で唯一下がり続けています。今、消費税増税や社会保険料負担などの増加、さらに最近では物価高が追い打ちをかけ、市民の暮らしが大変な状況であります。

そして、アベノミクスで経済が悪化した最大の要因は、やはり賃金が上がっていないことだと思います。本格的な賃上げが求められているときに、一時金とはいえ削減をすることは大変問題です。本格的な賃上げこそが必要になっています。愛西市職員の給与水準は、ラスパイレス指数が98であるように、まだ高いという状況ではありません。地域経済を支えていくためにも引き下げる必要はないと考え、反対いたします。

○議長（杉村義仁君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

議案第29号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

物価が上がる中、公務員の所得を下げるということは、社会に与える影響は大変大きなものだと考えております。例えば、物価が上がっているのに年金は上がらない、物価が上がっているのに生活保護の人たちの扶助費は上がらない、そういったリスクのある世帯への影響を考えると、こうした今回の公務員の給与の値下げというのは認めるわけにいきません。今回、人事院勧告という名の下で、愛西市はこうした改正をするわけですが、市独自の考え方をしっかりと協議し、今後の決定をしていただきたい、そんな思いで反対とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

原議員。

○11番（原 裕司君）

議案第29号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の改正は、令和3年8月10日に提出された人事院の国会及び内閣に対する給与改正に関する勧告に準じて行うものであります。この2年間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、日本の経済はもとより、市民一人一人の生活にも影響を与えております。一例ではありますが、外食産業では、度重なる感染予防対策による営業の自粛などの規制により客足も減り、経済的にも体力のない事業者は経営の継続、雇用の不安定さを招き、給与の削減や、あるいは職を失う方もおられます。

市においては、こうした生活に苦慮されている市民の皆様に必要な事業を提供するとともに、市独自で展開する給食費の無償化や水道料金の一部助成など、給与の不安定な世帯に対しても、

市民の生活を守る施策に取り組んでまいりました。こうした社会情勢を踏まえれば、公務員と民間給与の格差を因るためにも、今回提出された人事院勧告に関する給与の改正は適正だと考え、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第32号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第26・議案第32号：（仮称）愛西市児童発達支援センター新築工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第33号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・議案第33号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第33号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で要望を併せて申し上げながら賛成とさせていただきます。

今回の補正予算については、子育て世帯の臨時交付金、またワクチン接種の4回目ということで、この内容については、今の時勢に合った状況の内容だと思っておりますが、一つの論点だけ申し上げて賛成とさせていただきますが、この愛西市で新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金というのが毎年毎年出ておる中で、令和4年度についても、約2億円を超える交付がされる予定ではあります。この交付については、新型コロナウイルス感染症の影響で物価高騰している中、給食費や公共料金、ガス、電気などに対する負担の軽減が図られればということの目的で交付されるものとなっております。

現在では、他市町が行うということでもいろいろと報道され、大府市や小牧市などで報道されておりますが、愛西市の場合は、もう既に今年の3月に給食費の無償化を10月まで行うということについては、もう先進的に行っているということもありますので、そういった点では、先進的に進めていることについては、大いに評価できるところであります。

ただ、今後の取組について、3点にわたって要望をいたします。

1点目については、ワクチン接種を重点とするだけではなく、コロナの検査について、特に公共施設や小学校、中学校、保育園など、また市役所の職員など、市民と接する可能性が高い人たちに対する定期的な検査を行う中で、コロナの感染、今だからこそ防いでいかなければならないということで充実を求めたいと思います。

2点目については、子供は親を選ぶことはできません。親の収入によって給付の違いがある今の交付金ではなく、県下でも1人当たりで30万を超えるようなトップクラスの基金を持つ愛西市の基金を活用しながら、全ての子供たちへの給付ということをやはり愛西市でこそ検討ができるのではないかとということで、その点についても求めさせていただきます。

また、物価高や公共料金の値上げが続く中、市の判断で個人、または企業への軽減が行うことができる水道代の値下げということについても、取り組むことが必要ではないでしょうか。そのことについても併せて要望し、3点の要望をさせていただいて賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第28・同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員・水谷朋和は、令和4年6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、水谷朋和。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、同意第3号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月7日午前9時30分より開催しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時56分 散会